

## 小林市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定要領

### 1 目的

本要領は、「小林市地域公共交通計画策定支援業務委託」について、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受注候補者を、厳正かつ公正に決定するために示すものである。

### 2 受注候補者の決定

- (1) 小林市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案内容等を評価し、業務体制評価点、企画提案評価点及び見積価格を加算した総合評価点の最も高い提案者（以下「最高得点者」という。）から順位付けを行い、最高得点者を契約の相手方となる受注候補者（以下「受注候補者」という。）とする。
- (2) 受注候補者の決定後、受注候補者と小林市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が企画提案書等及び見積価格の内容を基に履行に向けた協議と調整（以下「協議等」という。）を行い、協議等が調った場合は、契約手続きに進み、調わなかった場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と協議等を行うものとする。順位付けを行った全ての提案者との協議等が調わなかった場合は、企画提案依頼書の内容を見直し、再度プロポーザルを実施するものとする。
- (3) 選定の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、企画提案評価点の点数が高い者から順位付けを行い、企画提案評価点が最も高い提案者を受注候補者とする。
- (4) 選定の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合で、企画提案評価点も同点の場合は、見積価格に対する評価点が最も高い提案者を受注候補者とする。
- (5) 最低基準点は、総合評価点の配点の6割以上とし、最低基準点を満たさない提案者は、受注候補者決定の対象としない。
- (6) 提案者が1者の場合は、最低基準点を満たす提案者を受注候補者とする。ただし、最低基準点を満たさず選外となった場合は、企画提案依頼書の内容を見直し再度プロポーザルを実施するものとする。

### 3 評価の方法

- (1) 総合評価点の算定は、次のとおりとする。

総合評価点＝業務体制評価点(A)＋企画提案評価点(B)＋見積価格(C)

(2)総合評価点のうち、業務体制評価点(A)及び企画提案評価点(B)については、委員の評価による評価点の合計点を出席委員数で割ることにより算定するものとする。

※ 有効数字については、小数点第1位まで有効とし、小数点第2位で四捨五入する。

(3)各評価点の評価項目及び配点は、別紙1のとおりとする。

(4)各項目の算定については、企画提案書等の内容を確認するプレゼンテーションにおいて、委員会の委員(以下「委員」という。)が、別紙2「企画提案書に係る評価項目及び評価基準」に基づき、次の評価基準により評価を行う。

評価基準	段階
十分に評価できる	A
評価できる	B
やや評価できる	C
評価できない	D

(5)評価基準の段階ごとの配点は、次のとおりとする。

評価基準の段階			
A	B	C	D
15	10	5	0

(6)見積価格(C)については、提出された申請書類等を元に、客観的事実に基づき事前に事務局が評価を行う。見積価格に対する評価の算定は次のとおりとする。

(提案者の最低見積額÷当該提案者の見積額)×(配点)

※ 有効数字については、小数点第1位まで有効とし、小数点第2位で四捨五入する。

#### 4 プレゼンテーション及び審査

##### (1) 趣旨

提案者から提出された企画提案書等の内容を確認するため、プレゼンテーション及び審査を実施する。

##### (2) プレゼンテーションについて

①1者につき、40分(説明20分、質疑応答20分)程度とする。ただし、提案者数に

応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

②出席者は、配置予定者を含めた3名以内とする。

③順番は、企画提案書の提出が早い者から順番に行う。

### (3) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提出された企画提案書（様式第8号）に沿って説明を行うものとする。また、企画提案書の内容の範囲内で行うものとし、新たな提案内容の追加は認めない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。また、プレゼンテーション及び質疑は、提出された提案書の内容を補足し理解を深めるために実施するものであり、評価は原則として提案書の記載内容に基づき行うものとする。

### (4) プレゼンテーションに要する機材

パソコンは提案者が持参するものとし、プロジェクタ及びスクリーンは協議会が準備する。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

①提出書類に虚偽又は不備があった場合

②契約の履行が困難と認められた場合

③提案者が審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合

④見積額が提案上限額を超過している場合

⑤その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(別紙1)

評価項目		主な評価事項	配点	
業務体制評価 (A)		計画策定業務又は公共交通施策に関する自治体支援業務（計画推進支援、政策支援等）の実績を有し、本業務を遂行するために必要な知見や経験を有しているか。	60	
		責任者及び役割分担や工程計画が具体的に示され、その管理方法に言及されているか。協議会が求める業務を行程計画に沿って確実に遂行できる体制であるか。		
企画提案 評価 (B)	整理 公共交通の 現状	既存計画の評価及び検証をどのように行うかが示されているか。計画策定に当たり、上位計画や関連計画等の内容が反映されることが期待できるか。	105	
		各種データを用いた地域の現状把握や市内の輸送資源を整理し、得られた課題から解決に向けた施策の提案が期待できるか。		
	や ニーズ 把握	各種調査手法や分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報を的確に把握・整理できる内容となっているか。		
		グループインタビュー等市民等からの意見聴取の内容が具体的に言及されているか。単なる意見交換の場とならないような工夫が施されているか。		
	解決すべき課題 に対する 施策提案	市が掲げる課題を解決するための施策が提案されているか。（提案されることが期待できるか。）その施策は実現可能でかつ持続可能なものか。また、当市の規模に応じて過不足のないものになっているか。		105
		目標設定やモニタリング方法について、その考え方や設定方法は基本的な策定方針に沿ったものであるか。また、当市の規模に応じて過不足のないものになっているか。		
市の基本的な策定方針に沿った計画策定支援が期待できるか。市の現状を踏まえながら、市民や交通事業者の意見を総合的に反映させた計画の策定に対する支援が期待できるか。				
プレゼンテーションの説明が分かりやすく、容易に理解できる内容になっているか。質疑がある場合、明確な回答を持っており、回答を避けたり回答を保留することがないか。				
見積価格 (C)		見積額が妥当であるか。 ※ (提案者の最低見積額 ÷ 当該提案者の見積額) × (配点)	30	
合計			300	

## 小林市地域公共交通計画策定支援業務 企画提案書に係る評価項目及び評価基準

項番	審査書類 (様式第8号)	分類	評価項目	評価のポイント	評価基準			
					十分評価 できる	評価 できる	やや評価 できる	評価 できない
1	1-(1)	業務体制評価 (A)	自治体支援業務の実績	他自治体への支援実績は十分にあり、本業務を遂行するために必要な知見や経験を有しているか	A	B	C	D
2	1-(2)		PRポイント	自社のPRポイントや強みが示されているか。それが協議会にとって魅力的なものであるか。	A	B	C	D
3	1-(3)		工程計画及び計画管理	仕様書を踏まえた工程計画であるか。計画の管理方法が示されているか。その方法が妥当と思われ、協議会が求める計画策定支援業務の完遂が期待できるか。	A	B	C	D
4	1-(4)		業務役割体制	業務役割体制が明確に示され、工程計画に沿って仕様書に記載された業務を確実に遂行できる体制であるか。	A	B	C	D
5	2-(1)	企画提案評価 (B)	既存計画の評価・検証	既存計画をどのように評価し、検証を行うかが具体的に示された提案となっているか。	A	B	C	D
6	2-(2)		地域の現状把握	統計資料や各種データ等を用いて、地域ごとの公共交通の現状を把握することが期待できるか。	A	B	C	D
7	2-(3)		上位計画・関連計画の整理	本計画を策定する上で、市の関連計画や国、県の施策等の内容が反映されることが期待できるか。	A	B	C	D
8	2-(4)		地域の輸送資源の整理	市内の輸送資源を理解し、課題感や持続可能性に言及した提案となっているか。	A	B	C	D
9	2-(5)		利用実態調査	乗降調査の内容が具体的に示されているか。公共交通市民アンケート等で得られた結果から、市民の利用実態やニーズ把握を適切に行えるか。	A	B	C	D
10	2-(6)		ヒアリング調査	ヒアリング調査の内容が具体的に示されているか。	A	B	C	D
11	2-(7)		グループインタビュー	グループインタビューの内容が具体的に示されているか。紙面でのアンケートより深掘りした意見聴取の機会となることが期待できるか。	A	B	C	D

項番	審査書類 (様式第8号)	分類	評価項目	評価のポイント	評価基準			
					十分評価 できる	評価 できる	やや評価 できる	評価 できない
12	2-(8)	企画提案評価 (B)	市が掲げる課題の解決に向けた施策①	市が掲げる課題が解決できるような施策が提案されているか。(提案されることが期待できるか。)実現可能でかつ持続可能なものであることが期待できるか。(過不足のない提案であるか。)	A	B	C	D
13	2-(9)		市が掲げる課題の解決に向けた施策②	市が掲げる課題が解決できるような施策が提案されているか。(提案されることが期待できるか。)実現可能でかつ持続可能なものであることが期待できるか。(過不足のない提案であるか。)	A	B	C	D
14	2-(10)		市が掲げる課題の解決に向けた施策③	市が掲げる課題が解決できるような施策が提案されているか。(提案されることが期待できるか。)実現可能でかつ持続可能なものであることが期待できるか。(過不足のない提案であるか。)	A	B	C	D
15	2-(11)		市が掲げる課題の解決に向けた施策④	市が掲げる課題が解決できるような施策が提案されているか。(提案されることが期待できるか。)実現可能でかつ持続可能なものであることが期待できるか。(過不足のない提案であるか。)	A	B	C	D
16	2-(12)		目標及びモニタリング方法の検討	目標設定及びモニタリング方法の設定の考え方は基本的な策定方針に沿ったものであるか。	A	B	C	D
17	プレゼン		企画提案内容(全体)について	基本的な策定方針に沿った計画策定支援が期待できるか。市民や交通事業者の意見が総合的に反映された地域公共交通計画の策定が期待できるか。	A	B	C	D
18	プレゼン		プレゼンテーション及び審査	説明が分かりやすく、容易に理解できる内容になっているか。質疑がある場合、明確な回答を持っており、回答を避けたり回答を保留することがないか。	A	B	C	D